(下線部分は改正部分)

	(下線部分は改正部分
改正後	改正前
日本農林規格 JAS 1016:2019	<u>チルドハンバーグステーキの日本農林規格</u>
<u>チルドハンバーグステーキ</u> <u>Chilled hamburger steak</u>	
1 <u>適用範囲</u> この規格は <u>, チルドハンバーグステーキの品質について規定する</u> 。	<u>(適用の範囲)</u> 第1条 この規格は、チルドハンバーグステーキに適用する。
2 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。 CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格 JIS R 3503 化学分析用ガラス器具	(新設)
3 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 3.1	(定義) 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
食肉 牛肉、豚肉、馬肉、めん羊肉又は家きん肉。 3.2	用
臓器及び可食部分 肝臓,腎臓,心臓,肺臓,ひ臓,胃,腸,食道,脳,耳,鼻,皮,舌,尾,横隔膜,血液及び脂肪 層。 3.3 つなぎ	チルドハンバーグス 次に掲げるいずれかのものを包装したものであって、チルド温度帯において冷蔵してあるものをいう。 1 食肉(牛肉、豚肉、馬肉、めん羊肉又は家きん肉をいう。以下同じ。)をひき肉したもの又はこれに牛、豚、馬、めん羊若しくは家きんの臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの(その使用量があり、カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・
ペン粉, 小麦粉, 粉末状植物性たん白等で, 食肉 (3.1) をひき肉したもの等に加えるもの。 3.4 砂糖類 砂糖, 糖蜜及び糖類。 3.5 ソース	が食肉の使用量を超えないものに限る。)若しくは肉様の組織を有する植物性たん白を加えたものに、玉ねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え又は加えないで練り合せた後、だ円形状等に成形し、食用油脂で揚げ、ばい焼し若しくは蒸煮したもの(食肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が50%を超え、かつ、植物性たん白の原材料及び添加物に占める重量の割合が20%以
動植物の抽出濃縮物、トマトペースト、果実ピューレー、食塩、砂糖類(3.4)、香辛料等で調製した調味液(野菜等の固形分を含むものを含む。)。	2 1にソース(動植物の抽出濃縮物、トマトペースト、果実ピュー

<u>3.6</u>

<u>具</u>

野菜,果実,きのこ類,チーズ等又はこれらを調理した固形状のものであって、3.7a)に掲げるものに添えるもの [ソース (3.5) を除く。]。

3.7

チルドハンバーグステーキ

次のいずれかのものを包装したものであって、チルド温度帯において冷蔵してあるもの。

- a) 食肉(3.1)をひき肉したもの又はこれに牛、豚、馬、めん羊若しくは家きんの臓器及び可食部分(3.2)をひき肉し若しくは細切したもの[その使用量が食肉(3.1)の使用量を超えないものに限る。]若しくは肉様の組織を有する植物性たん白を加えたものに,玉ねぎその他の野菜をみじん切りしたもの,つなぎ(3.3),調味料,香辛料等を加え又は加えないで練り合わせた後,だ円形状等に成形し,食用油脂で揚げ,ばい焼し若しくは蒸煮したもの[食肉(3.1)の原材料及び添加物に占める重量の割合が50%を超え,かつ,植物性たん白の原材料及び添加物に占める重量の割合が20%以下であるものに限る。]。
- b) a)にソース (3.5) 又は具 (3.6) を加えたもの。

4 品質

チルドハンバーグステーキの品質は、表1の等級ごとの品質基準に適合していなければならない。

表1-チルドハンバーグステーキの等級ごとの品質基準

区分	<u>基準</u>		
<u>E</u>),	<u>上級</u>	標準	
内容物の品位	色沢, 香味及び性状が優良である	色沢、香味及び性状が良好である	
	<u>こと。</u>	<u>こと。</u>	
原材料	次のもののみを使用することがで	次のもののみを使用することがで	
	<u>きる。</u>	<u>きる。</u>	
	<u>a)</u> 牛肉,豚肉及び鶏肉	<u>a)</u> 牛肉,豚肉,馬肉,めん羊肉	
	<u>b)</u> 臓器及び可食部分 牛及び豚	<u>及び家きん肉</u>	
	の脂肪層	<u>b)</u> 臓器及び可食部分 牛, 豚,	
	<u>c)</u> 食肉製品 ベーコン類及びハ	馬, めん羊及び家きんの皮,	
		舌,横隔膜及び脂肪層	
	<u>d)</u> つなぎ パン粉,小麦粉,で	<u>c)</u> 食肉製品 上級の基準と同	
	ん粉,粉末状植物性たん白,	じ。	
	卵(粉末卵を含む。以下同	d) 肉様の組織を有する植物性た	
	じ。),粉乳,乳たん白及び	ん白 粒状植物性たん白及び	
	粗ゼラチン	繊維状植物性たん白	
	<u>e)</u> 野菜等 野菜,果実,きのこ	<u>e) つなぎ</u> 上級の基準と同じ。	
	類,種実及び海藻類	<u>f</u> 野菜等 上級の基準と同じ。	
	<u>f)</u> 食用油脂	g) 食用油脂	
	g) 調味料 砂糖類,蜂蜜,トマ	<u>h)</u> 調味料 上級の基準と同じ。	

	レー、食塩、砂糖類(砂糖、糖蜜及び糖類をいう。以下同じ。)、香 辛料等で調製した調味液(野菜等の固形分を含むものを含む。)をい う。以下同じ。)又は具を加えたもの
臓器及び可食部分	肝臓、腎臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、 尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。
<u>つ な ぎ</u>	パン粉、小麦粉、粉末状植物性たん白等で、食肉をひき肉したもの等に加えるものをいう。
<u> </u>	野菜、果実、きのこ類、チーズ等又はこれらを調理した固形状のものであって、チルドハンバーグステーキの項1に掲げるものに添えるもの(ソースを除く。)をいう。

(チルドハンバーグステーキの規格)

第3条 チルドハンバーグステーキの規格は、次のとおりとする。

Б /\	<u> 基</u>	準	
区 分	<u>上 級</u>	標準	
内容物の品位	色沢、香味及び性状が優良である こと。	色沢、香味及び性状が良好である こと。	
原 材 料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 牛肉、豚肉及び鶏肉 2 臓器及び可食部分 牛及び豚の脂肪層 3 食肉製品 ベーコン類及びハム類 4 つなぎ パン粉、小麦粉、でん粉、粉 末状植物性たん白、卵(粉末卵を含む。以下同じ。)、粉乳、 乳たん白及び粗ゼラチン 5 野菜等 野菜、果実、きのこ類、種実	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 牛肉、豚肉、馬肉、めん羊肉及び家きん肉 2 臓器及び可食部分牛、豚、馬、めん羊及び家きんの皮、舌、横隔膜及び脂肪層 3 食肉製品上級の基準と同じ。 4 肉様の組織を有する植物性たん白なび繊維状植物性たん白 植物性たん白 5 つなぎ	

添加物	ト加工品、食塩、みそ、しょ j) 乳製品 上級の基準と同じ。 j)			及び海藻類 上級の基準と同じ。 6 食用油脂 5 調味料 7 調味料 上級の基準と同じ。 砂糖類、蜂蜜、トマト加工品、食塩、みそ、しょうゆ、ウスターソース類、醸造酢、たん白加水分解物、動植物の抽出濃縮物、みりん風調味料、果実飲料、酒類、みりん、米発酵調味料、上級の基準と同じ。 料、酒類、みりん、米発酵調味料等 上級の基準と同じ。 8 乳製品 チーズ 10 香辛料
	方法により伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあっては、この限りでない。 1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法。 2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法。 3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法。 4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法。	添	力口	物 1 国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会が定めた食品添加物に関する一般規格 (CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2006) 3.2の規定に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定に適合していること。 2 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。 3 1の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法により伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用
<u>食肉</u>	原材料及び添加物(ソース又は具を加えたものにあっては、ソース又は具を除く。以下同じ。)に占める重量の割合が、80%以上であり、かつ、牛肉の食肉に占める重量の割合が、30%以上であること。ただし、卵及び野菜等の原材料及び添加物に占める重量の割合			する場合にあっては、この限りでない。 (1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法 (2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいもの に表示する方法 (3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法 (4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて 当該一般消費者に伝達する方法
肉様の組織を有する植 物性たん白	が20 %以上のものにあっては、食肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が60 %以上であり、かつ、牛肉又は豚肉の食肉に占める重量の割合が50 %以上であること。 原材料及び添加物に占める重量の割合が50 %以上であること。	<u>\$</u>		肉 原材料及び添加物(ソース又は具を加えたものにあっては、ソース又は具を除く。以下同じ。)に占める重量の割合が、80%以上であり、かつ、牛肉の食肉に占める重量の割合が、30%以上であること。ただし、卵及び野菜等の原材料及び添加物に占める重量の割合
つなぎ(卵を除く。)	原材料及び添加物に占める重量の 原材料及び添加物に占める重量の 割合が、10 %以下。 割合が、15 %以下。			が20%以上のものにあっては、食 肉の原材料及び添加物に占める重

粗脂肪	5.2 によって試験したとき、製品(ソース又は具を加えたものにあって	
	は、ソース又は具を除く。) に占める重量の割合が、25%以下。	
厚さ	<u>5.3</u> によって試験したとき, 5 mm以上。	
内容量	表示重量に適合していること。	
容器又は包装の状態	防湿性及び十分な強度を有する資材を用いており、かつ、調理する時に	
	包装したまま加熱するものにあっては、耐熱性を有する資材を用いて密	
	封されていること。	

5 試験方法

<u>5.1</u> 一般

試験に使用する試薬及び器具は、次による。

- **a)** 試薬 日本産業規格の特級等の規格に適合するもの。
- **b) 定温乾燥器** 100 ℃に設定した場合の温度調節精度が ± 2 ℃のもの。
- c) <u>デシケーター</u> JIS R 3503に規定するもので、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの。
- **d)** ソックスレー抽出器 JIS R 3503に規定するもの又は同等以上のもの。

5.2 粗脂肪

5.2.1 試料の調製

試料 (ソースを加えたものにあっては、布でソースを除去したもの。) の調製は、磨砕して均一に<u>する。</u>

5.2.2 脂肪の抽出

脂肪の抽出は、次による。

	量の割合が60%以上であり、かつ、牛肉又は豚肉の食肉に占める 重量の割合が50%以上であること。	
肉様の組織を有する植 物性たん白	含まないこと。	原材料及び添加物に占める重量の 割合が、20%以下であること。
つなぎ(卵を除く。)	原材料及び添加物に占める重量の 割合が、10%以下であること。	原材料及び添加物に占める重量の 割合が、15%以下であること。
粗 脂 肪	製品(ソース又は具を加えたものに に占める重量の割合が、25%以下で	
厚き	<u>5mm以上であること。</u>	
内 容 量	表示重量に適合していること。	
容器又は包装の状態	防湿性及び十分な強度を有する資材 包装したまま加熱するものにあって 封されていること。	

(測定方法)

第4条 前条の規格における粗脂肪及び厚さの測定方法は、次のとおりとする。 (新設)

事		<u>項</u>	測 定 方 法
<u>粗</u>	脂	肪	1 試料の調製 (1) 試料を磨砕して均一とする。 (2) ソースを加えたものにあっては、布でソースを除去した後に調製する。
			2 <u>脂肪の抽出</u> (1) 抽出用フラスコは、定温乾燥器 (100℃に設定した場合の温度調

- a) 抽出用フラスコは、あらかじめ100℃に設定した定温乾燥器で1時間乾燥し、デシケーターに入れて室温になるまで放冷した後、ひょう量する操作を繰り返し、恒量を測定する。
- <u>め</u> 硫酸ナトリウム15gを入れた円筒ろ紙に調製した試料4gを正確にはかりとり、ガラス棒で硫酸ナトリウムと試料を混合し均一とする。ガラス棒を入れたまま円筒ろ紙に試料を覆うように脱脂綿を入れ、あらかじめ100℃に設定した定温乾燥器で1時間乾燥し、デシケーターに入れて室温になるまで放冷する。
- c) a)の抽出用フラスコにジエチルエーテル約150 mLを入れ,b)の円筒ろ紙を入れたソックスレー抽 出器の抽出管を連結し、冷却管を付して、ジエチルエーテルが毎秒5~6滴の速さで滴下するよう に恒温水槽の温度を約55℃を目安に調整して4時間抽出する。
- <u>d)</u> 抽出が終了した後,抽出用フラスコを取り外し,ジエチルエーテルを除去する。抽出用フラスコ を,あらかじめ100℃に設定した定温乾燥器で1時間乾燥し,デシケーターに入れて室温になるま で放冷した後,ひょう量する。

5.2.3 計算

粗脂肪含量は、次の式によって求める。

粗脂肪 (%) =
$$\frac{W_2 - W_1}{W_0} \times 100$$

ここに, W₀: 試料の質量 (g)

 W₁:
 抽出前の抽出用フラスコの質量 (g)

 W₂:
 抽出後の抽出用フラスコの質量 (g)

5.3 厚さ

厚さは、ダイアルシックネスゲージにより、試料 (ソースを加えたものにあっては、布でソースを除去したもの。) の中心部及び周辺部の3ヵ所の厚さを測定し、その平均値とする。

節精度が±2℃であるもので、あらかじめ100℃に設定しておいた もの。以下同じ。)で1時間乾燥し、デシケーター(日本産業規 格R 3503 (2007) (以下「JIS R 3503」という。)に規定するも ので、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの。以下同じ。)に入 れて室温になるまで放冷した後、ひょう量する操作を繰り返し、 恒量を測定する。

- (2) 硫酸ナトリウム15gを入れた円筒ろ紙に調製した試料4gを正確に量り取り、ガラス棒で硫酸ナトリウムと試料を混合し均一とする。ガラス棒を入れたまま円筒ろ紙に試料を覆うように脱脂綿を入れ、定温乾燥器で1時間乾燥し、デシケーターに入れて室温になるまで放冷する。
- (3) (1)の抽出用フラスコにジエチルエーテル約150mlを入れ、(2)の 円筒ろ紙を入れたソックスレー抽出器 (JIS R 3503に規定するも の又は同等以上のもの)の抽出管を連結し、冷却管を付して、ジ エチルエーテルが毎秒5~6滴の速さで滴下するように恒温水槽 の温度を調整して4時間抽出する。
- (4) 抽出が終了した後、抽出用フラスコを取り外し、ジエチルエー テルを除去する。抽出用フラスコを定温乾燥器で1時間乾燥し、 デシケーターに入れて室温になるまで放冷した後、ひょう量す る。

3 計算

粗脂肪含量は、次式によって計算する。

 粗脂肪(%) = (抽出後の抽出用フラスコの重量(g) - 抽出前の

 抽出用フラスコの重量(g)) /試料の重量(g)

 ×100

注1:恒温水槽の温度は、約55℃を目安とする。

注2:試験に用いる試薬は、日本産業規格の特級等の規格に適合するものとする。

<u>厚</u> さ

ダイアルシックネスゲージにより、試料 (ソースを加えたものにあっては、布でソースを除去したもの)の中心部及び周辺部の3ヵ所の厚さを測定し、その平均値をもって厚さとする。